

(Y904B8)

令和3年8月17日

京都市立学校・幼稚園長 様

教育委員会
教育長

(総務課 222-3767)

「緊急事態宣言」発出を踏まえた教育活動等について

各学校・幼稚園におかれては、夏季休業中においても、新型コロナウイルス感染拡大防止と部活動等の教育活動の推進のためご尽力いただき感謝申し上げます。

全国的に新型コロナウイルス感染が拡大し、京都府においても、本市のみならず、近隣市町村においても感染が急拡大するなか、本日、京都府・兵庫県等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく「緊急事態宣言」が発出され、京都府知事から京都府全域へ9月12日（日）までを期間とする緊急事態措置が要請されました。

本市立学校・幼稚園の夏季休業中の感染者も、昨年度15名（教職員2名・児童生徒13名）に対して、本年度は、8月16日までに254名（教職員15名、児童生徒239名）となっており、2学期（夏季休業明け）からの教育活動再開に向けても、教職員一人一人への感染拡大防止の取組を再徹底するとともに、家庭に対しても、更なる啓発や取組徹底を周知することが求められます。

今後、より一層感染拡大防止への取組を強化・徹底したうえで教育活動を行っていく必要があることから、下記のとおり通知しますので、適切に対応してください。

記

1 基本的な感染防止対策、児童生徒・教職員の健康観察の徹底、周知・啓発の徹底について

引き続き、以下のとおり、基本的な感染防止対策、児童生徒・教職員の健康観察の徹底を図るとともに、児童生徒等に確認された感染の初発者の経路判明9割以上が保護者等の感染に伴う家庭内感染を起因としていることを踏まえ、家庭への啓発等に取り組むこと。

(1) マスク着用（※熱中症等にも留意すること）や手洗い、「3つの密を避ける」等、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、児童生徒・教職員が登校・出勤する際の健康観察を継続すること。

少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、必ず登校・出勤を控えることや、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えていただくことについて、周知徹底すること。

(2) 児童生徒、教職員等及びその同居家族が濃厚接触者となった場合はもとより、「感染の疑い」や「体調不良」で医療機関を受診し、検査を受けようとする場合には、その段階で速やかに学校・園へ連絡することについて周知するとともに、受検の連絡を受けた学校・園は、体育健康教育室 学校保健担当へ速やかに報告すること。

<電話 708-5321, 週休日は専用メールアドレスへ hoken_report@edu.city.kyoto.jp >

(3) 上記(1)(2)と合わせ、家庭内での感染拡大防止を徹底していただくため、引き続き、各学校・幼稚園から各家庭に対して、感染防止の取組徹底を働きかけること。

【例】・日中を含めた不要不急の外出自粛等、各家庭における移動に伴うリスク軽減の取組励行

- ・基本的感染防止対策や黙食等の飲食時の感染防止対策の徹底等
- ・家庭内での健康観察や室内換気等の徹底、マスク着用や手洗い、食器・タオル等の共用を避ける等
- ・身体的距離の確保の励行
- ・友人等とのホームパーティーなど家族や普段一緒にいる人以外との会食の自粛

- (4) 「職員室内での感染拡大防止対策の徹底について」(令和3年4月19日付け(Y903A7))も踏まえ、学校・園内での職員間の感染拡大防止に向けて取り組むこと。

2 具体的な教育活動について

- (1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文科省 2020.12.3 Ver.5)及び「緊急事態宣言を踏まえた感染症への対応に関する留意事項」(文科省令和3年1月8日付け2文科初等1462号)で示された、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施することとされている活動について一時的に停止すること。

※ その他教育活動は、令和3年1月14日付け各課からの以下の通知に準じた取り扱いとします。

①学校指導課長通知

- ・幼稚園「緊急事態宣言」発出に伴う教育活動の変更等について」(Y904B23)
- ・小中義務教育学校「緊急事態宣言」発出を踏まえた教育活動の変更について」(Y904B23)
- ・高等学校「緊急事態宣言」の発出に伴う市立高等学校における教育活動の変更等について」(Y904B8)

②総合育成支援課長通知

- ・総合支援学校「緊急事態宣言」発令に伴う教育活動等について」(Y904B8)

※ また、文科省作成「学校教育活動を継続するためのチェックリスト」も参照し、感染症対策に万全を期して、教育活動を実施すること。

- (2) 校外活動については、市内外に関わらず、また、泊を伴うかどうかに関わらず、実施しないこと。(花背山の家の利用についても同様に中止すること。)
- (3) 修学旅行・研修旅行についても、実施しないこと。また、今後、本措置期間の延長も想定されるため、当該期間に近接する時期で実施を予定している場合は、学校指導課等と協議の上、実施時期等を検討すること。
- (4) 市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について、原則、実施時期を見直すか中止とすること。
ただし、幼稚園・小・中・義・総合支援学校においては、講師等が校区内に在住で、参加児童生徒数が少数である、不特定多数の人と接触しないなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合は、実施の必要性を十分に検討したうえでの実施を可とする。
高等学校においては、実施時期の変更を含め、実施の有無を慎重に検討するとともに、実施に際してはオンラインによることや生徒を分散させるなど、感染症対策を徹底すること。
- (5) 運動会(体育大会)、文化祭、学習発表会等については、実施して差し支えありません。ただし、保護者や地域の方等の参観は原則行わないこと。また、事前練習等も含め、児童生徒が多数で密集・密接したり、合唱したりする活動はできる限り控えるとともに、学年別に時間差で開催、種目や出し物の精選、開閉会式や表彰式の廃止等による時間短縮、校内でのオンライン活用など、感染症対策を徹底すること。
- (6) 授業参観は実施しないこと。また、懇談会や家庭訪問等も、原則、実施しないこと。
- (7) 学校説明会や入園説明会については、オンラインを併用するなど実施方法を工夫した上で、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じて実施すること。また、高等学校では部活動体験など、自校生徒と参加者との交流を伴う活動は実施しないこと。
- (8) 水泳授業は実施しないこと。

3 部活動について

- (1) 小学校・中学校・義務教育学校・総合支援学校の小中学部

ア 原則中止とする。

イ 大会・発表会等の参加については、①中体連、競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国・近

畿大会及びそれらにつながる大会等、②京都市中学校夏季選手権大会、同秋季新人大会のみ認める。
ウ 上記イに参加する場合、主催者と連携し万全な感染症対策を講じることとし、参加するための練習等については、大会の会期初日の4週間前から認める。

その際の練習時間・場所等の制限、留意事項等については、下記(2)の高等学校の取扱いと同様とするが、再開後は、体を慣らす期間を設けるなど、事故防止や安全の確保について特に留意すること。

エ 本市スポーツ少年団においても、上記の取扱いに準じて活動の自粛要請がされていることを踏まえ、各種団体、家庭等と一層の連携を図り、感染拡大防止の徹底を図ること。

(2) 高等学校・総合支援学校の高等部（※京都府立学校と同様の取扱い）

ア 活動場所を原則校内に限定し、活動日の別を問わず、活動時間を2時間以内とする。

イ 感染リスクの高い活動（生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動や大きな発声や激しい呼気を伴う活動等）については控えること。

ウ 大会・発表会等の参加については、高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会等のみ認め、参加する場合は、主催者と連携し、万全な感染症対策を講じること。

エ 上記以外の内容及び留意事項等については、引き続き以下の通知のとおり取り扱うこと。

・令和3年8月2日付け「まん延防止等重点措置」発令に伴う部活動の取扱いについて」

4 通学等での感染リスク低減について

高等学校、総合支援学校等においては、広域から通学する実情を踏まえ、利用する交通手段を問わず、通学時のマスク着用や人混みを避けるなどの基本的感染予防策を徹底するとともに、各学校の実態を踏まえて、時差登校等、通学時の密を避けるための対策を実施してください。

また、生徒に対しては、下校後は速やかに帰宅するよう指導するとともに、家庭とも連携し、不要不急の外出や、下校時の飲食、感染リスクの高い校外での活動を控えるよう指導してください。

なお、小学校等においても、地域・保護者の見守り活動でご支援いただいている方々とも、十分に連携し、通学時の密を避けるよう取り組むこと。

5 偏見や差別は許されないことの啓発、児童生徒・教職員等の心のケアについて

(1) 児童生徒等や保護者が感染した場合も踏まえ、感染症に係る保健指導はもとより、道徳や人権教育などの機会をとらえた学習を引き続き充実させるとともに、保護者にも生活の留意点のほか、感染者や、ワクチン接種を受ける又は受けないことへの偏見や差別は許されないことなどを積極的に啓発すること。

(2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこと。

(3) 学校・幼稚園で感染症対策と教育活動の両立、また児童生徒等の心のケアに取り組む教職員自身のメンタルヘルスにも十分に留意すること。

(4) 小・中・義務教育学校・高校・総合支援学校においては、「こころとからだのアンケート（改訂版）」（光京都イントラ内の【[教育相談総合センター（こどもパトナ）のページ](#)】に掲載）を適宜実施の上、注視すべき児童生徒をリストアップするとともに、これらの児童生徒を中心に普段の様子をしっかりと確認し、声かけを行うなど、積極的な関わりを持つこと。

(5) 必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、教職員へのコンサルテーションや心理的なケア、関係機関との連携等を図ること。

(6) 京都市では子どもに関する電話相談窓口「こども相談24時間ホットライン」を設置しているので、必要に応じ、児童生徒や保護者に紹介すること。

また、中学校、義務教育学校後期課程、高校、総合支援学校（中学部、高等部）に在籍する生徒を対象に、LINEを活用した相談窓口「子どもSNS相談@京都2021」を9月30日（木）まで開設して

いるので、改めて対象生徒全員への周知を行い、友だち登録を促すこと（令和3年7月12日付け生徒指導課長通知（Y909A1）『子どもSNS相談@京都2021（京都市）』（第1期）の実施及び紹介カードの配布について（依頼）」を参照）。

○こども相談24時間ホットライン

電話番号：#**7333**（ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）

京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。

24時間365日対応。

○子どもSNS相談@京都2021

中学校、義務教育学校後期課程、高校、総合支援学校（中学部、高等部）に在籍する生徒対象のLINEを活用した相談窓口。

8月16日（月）～9月30日（木）【土日・祝日を含め毎日】 17時～22時

6 地域諸団体等の学校施設利用等について

下記①～④のPTAや地域諸団体等による学校施設の利用等については、本日開催された第41回京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で確認された「緊急事態宣言下における本市所管施設の対応について」も踏まえ、別途通知する。

- ①京都市立学校体育施設開放事業・京都市立高等学校体育施設開放事業
- ②学校ふれあいサロン事業・学校コミュニティプラザ事業
- ③学校施設を使用した会議（PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等）
- ④PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等が主催する活動

7 本格活用期（9月～）を踏まえた一人一台端末の利用促進について

新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う臨時休業への対応や登校不安等様々な状況に柔軟に対応し、持続的に、子どもの教育を受ける権利を保障していくため、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末の活用によるオンライン学習の実施について、必要に応じて速やかに実施できるよう、GIGA端末の貸出の規定や保護者への案内（令和3年4月19日付通知「GIGA端末の貸出に関する規程改正及び貸出しに係る事務手続きの変更（簡略化）」について（Y900D3））、非常時の校内体制について再確認するとともに、端末やwebカメラ等の機器やデジタルドリルなどの各種教育ソフトについて、本格活用期を踏まえた日常的な使用を通して適切に準備を進めること。

また、ICTを活用した教育の推進にあたっては、京都市GIGAスクール構想ホームページや教職員研修支援 SMART PORTAL掲載の「学びをつなぐ」学習コンテンツ等を参照すること。

高等学校においても、各校に整備された端末やICT機器等を活用し、やむを得ず登校できない生徒の心身の状況把握と学びの保障に取り組むこと。

8 上記2～4及び6の各項目の措置期間について

上記2～4及び6に記載した、教育活動についての留意事項や制限等については、8月18日（水）～9月12日（日）までとする。なお、今後の感染状況により対応や期間を変更する場合は、別途通知する。

項目1、5及び7については、特に期間を設けるものではないため、継続的に取り組むこと。